

平成 25 年度新宿区外部評価委員会第 1 部会 第 2 回会議要旨

<開催日>

平成 25 年 6 月 13 日（木）

<場所>

第 2 分庁舎分館 1 階会議室

<出席者>

外部評価委員（5 名）

加藤部会長、小池委員、野澤委員、福井委員、藤野委員

事務局（4 名）

中山行政管理課長、大竹主査、三枝主査、担当 1 名

<開会>

【部会長】

平成 25 年度第 2 回新宿区外部評価委員会第 1 部会を開催します。

本日は、計画事業評価対象の抽出を行います。また、参考資料となる事業別行政コスト計算書について、事務局から説明を受けます。

では議事に入ります。計画事業評価対象の抽出について、まず事務局からご説明をお願いします。

【事務局】

はい。

お手元の資料 1「平成 25 年度 計画事業一覧表」をご覧ください。これは「まちづくり編」の計画事業を、担当する部会別にまとめた表です。このうち、第 1 部会が担当する事業は 35 事業ありますが、これを今年度と来年度の 2 か年で全てご評価いただきます。今年度は、約半分の 18 事業を評価対象とします。抽出方法等は特に指定いたしませんので、ご自由にご審議ください。

続いてヒアリングについて提案がございます。今年度のヒアリングは経常事業を 4 日、計画事業を 2 日行う予定でございましたが、第 1 部会については経常事業の評価数が他の部会より少なく、計画事業の評価数が他の部会より多いため、経常事業・計画事業共に 3 日ずつヒアリングを行ってはいかがかというものです。1 日にヒアリングを行う事業数は最大 6 事業なので、本日ご抽出いただく 18 事業については全てヒアリングが出来るものと考えております。

事務局からは以上です。

【部会長】

ありがとうございます。

ただ今の事務局の御提案に対してご異議のある方はいらっしゃいますか。

<異議なし>

では第1部会のヒアリングは、経常事業・計画事業共に3日ずつ行うこととします。

次に、計画事業評価対象の抽出に入ります。抽出方法は自由とのことなので、何かご意見があればどうぞ。

【委員】

ばらばらに抽出すると、来年また同じような説明を聞くことになってしまうと思うので、系統的に考えてはいかがでしょうか。

【部会長】

同じような分野でまとめるということですね。

【委員】

ヒアリングを考えると、課単位で抽出するとスムーズですね。

【部会長】

確かに、今年度のヒアリングは事業体系についてもご説明いただくことになるので、同一の体系でまとめて聞いた方が効率が良いですね。

【委員】

体系で考えるのであれば、課より部単位で判断するとよりよいのではないのでしょうか。

例えば都市計画部は13事業と区長室又は環境清掃部の4事業の計17事業ではいかがでしょうか。

【部会長】

事務局としてはいかがでしょうか。何か問題などありますか。

【事務局】

特に問題はございません。

【部会長】

ではそのように致しましょうか。

今年度17事業、来年度18事業を評価することになりますが、2か年で35事業を評価することは変わらないのでよろしいと思います。

事務局はいかがですか

【事務局】

来年18事業ご評価いただくのであれば問題ありません。

ただ、区長室は経常事業についてもかなりの事業が対象となっておりますので、ヒアリング等の日程を取ることが出来るかわかりません。

【部会長】

ではまず区長室と調整をしていただき、それが困難であれば環境清掃部ということでは

かがでしょうか。

<異議なし>

では計画事業評価の対象についてはそのようにします。

次に今後のスケジュールについて事務局からご説明をお願いします。

【事務局】

はい。

ただ今ご議論いただいた内容に沿って事務局が所管課と調整を行ったうえ、後日計画事業の評価対象とヒアリングの日程をご通知いたします。計画事業の内部評価シートについては、経常事業と同様、ヒアリングの2週間前を目安に送付する予定です。

次に、次回から始まる経常事業評価についていくつかご連絡します。

先日送付した経常事業の内部評価シートは暫定のものであり、今後、一部修正される場合があるのでご了承ください。

皆様にご作成いただくチェックシートの締め切りは、ヒアリングの最終日から2週間後を予定しております。全事業のヒアリングが終了してからまとめて作成することは困難なため、ヒアリングを終えた事業から順次チェックシートをご作成いただければと思います。

ヒアリングのほかに文書によるご質問を出していただくことが可能ですが、その回答には1週間から2週間程度を要するため、チェックシート提出期限の2週間前を質問提出の期限とします。ご了承ください。

最後に、次回から実施するヒアリングについてご説明いたします。今年度のヒアリングは、対象事業ごとに事業説明10分、質疑応答10分、調整時間5分の計25分で行います。事業説明については併せて事業の体系説明を行う予定ですが、これは時間の都合上やや簡略なものになってしまう見込みです。そのため、新宿区総合計画や第二次実行計画などを事前にお読みいただき、あらかじめ区の施策体系において触れておいていただくと、より理解しやすくなると思います。また、体系説明は事業ごとに行う予定ですが、同じ施策体系に位置する事業が続く場合、まとめて説明することとなります。ご了承ください。

事務局からは以上です。

【部会長】

ありがとうございます。

計画事業評価については以上です。

続いて事業別行政コスト計算書について、事務局から御説明を受けます。

事務局どうぞ。

【事務局】

はい。

昨年度から、新宿区では、区財政全体について、発生主義と複式簿記の考え方を取り入れた、総務省の基準モデルに準拠した財務諸表を公表しています。今回評価の参考にさせていただくことを予定している事業別行政コスト計算書とは、先述の財務諸表に基づき、各

事業別の行政コストを出してみようというものです。平成 25 年度は試行と位置づけ、経常事業評価対象の事業について作成します。来年度以降については今年度の結果を検証したうえで検討するため、未定です。今年度の事業別行政コスト計算書では 23 年度と 24 年度分の事業別行政コストを明らかにする予定です。

続いて、事業別行政コスト計算書の特徴についていくつかご説明します。

先ほど申し上げた発生主義とは、収益と費用を現金の受け渡し時点で認識する現金主義と異なり、現金の収入や支出に関係なく費用や経費の発生した時点で計上するものです。そのため、発生主義会計では、現金収支のほかに「賞与引当金」や「退職給付費用」などの将来発生する金額、建物や備品の「減価償却費」などの見えないコストを把握することが出来ます。事業別行政コスト計算書は、これらの費目や人件費を含めた、各事業に掛かる総コストを明らかにすることになります。また、例えば利用者一人当たりのコストなど、各事業で設定する単位ごとのコストや、区民一人あたりの区税等投入額を明らかにすることになります。あくまで目安としてですが、そういったものをお見せします。

少し言葉の意味をご説明しますと、「賞与引当金」というのは、翌年度に払う予定の賞与のうち、当該年度の負担見込み額のことです。「退職給付費用」というのは当該年度に実際に支払う退職金のことではありません。退職金というのは毎年積み立てられているものと考え、その当該年度積み立て分の金額とするものが「退職給付費用」です。「減価償却費」とは、建物や備品について、それらの建築、購入等に掛かる支出をそのまま当該年度の経費とはせず、定額法という方法を用いて、耐用年数で割ったものを各年度に割った経費を計上しているものです。対象となるのは資産形成につながるもので、工事、建物は 500 万円以上のもの、備品については 50 万円以上のものになります。例えば耐用年数が 6 年間の場合、購入費を 6 年間で割って、以降 6 年間は行政コストに計上することになります。

ちなみに、道路や土地は減価償却費の対象になりません。資産となる土地などは減価償却しないのが原則です。そのため行政コストには表れてきません。道路の事業を評価するときなどは、このことを把握していただきたいと思います。なお、土地については区の資産を計算するバランスシートというものに現れてきます。

次に、外部評価における事業別行政コスト計算書の位置づけについてご説明します。

事業別行政コスト計算書は、評価の参考としてお使いいただくものです。そのため、ここに示された数字について、その良し悪しをご評価いただくものではありません。これまでの行政評価で示していた事業費と比べ、より精緻になった数字を見て評価に役立てていただきたいということです。これを今後どのように活用していくかも含め、今年度は取組の初年度ですので、ご理解をいただきたいと思います。

次に事業別行政コスト計算書の内容についてご説明します。

先ほど申し上げたとおり、新宿区では総務省の基準モデルに準拠した形で行政コスト計算書を作成していますので、事業別行政コスト計算書についても大部分については同様のものと御理解ください。

この計算書には「経常費用」と「純経常費用」という項目があります。「経常費用」というのは、発生主義に基づいて資産形成につながらない行政サービスに係る事業全体に要するコストを「経常業務費用」と「移転支出」によって表しています。「経常業務費用」というのは、区が労働や製品の対価として負担するコストであり、普通の経費のことです。「移転支出」というのは、区が対価なしに負担するコストであり、例えば補助金、社会保障給付費などのことです。経常業務費用という支出部分は区が直接する事業に対する経費、移転支出というのは他の団体等が実施する事業に対し、区が補助等をする経費とお考えください。「純経常費用」とは実際にかかるコストのことです。区が直接運営する行政サービスの対価として得られた収益から経常費用を除いたものとお考えください。他の自治体を見ますと、経常費用から収益を引いたものが「純経常費用」ですという見せ方をしている例もあります。役所の場合、民間の損益計算書のようなものと違って必ずマイナスで出てしまい、コストがマイナスという表記をすると、利益が出ているように思われてしまう懸念があるため、意図的にひっくり返して見せているものと思います。その辺りの考え方は自治体によって違うものと思いますが、新宿区の場合は原則どおり、収益から経常費用を引くという民間と同じやり方をとっていますので、もし他自治体と数字を比較するのであれば、その辺りを注意しながら御確認をいただきたいと思います。

次に、事業別行政コスト計算書における人件費の考え方についてご説明します。

考え方としてはこれまでの行政評価でお示ししていた人件費と同様、職員一人当たりの平均給料、諸手当、共済費等を、当該事業に従事する職員の人数割合に乗じて算出していますが、これまでと違い、報酬や賃金についても人件費という扱いになっています。

次に、総務省基準モデルによらない、新宿区独自の考え方についてご説明します。

先ほどご説明した「純経常費用」の内訳についてですが、「特定財源」と「区税等一般財源」の内訳を表しています。「特定財源」とは社会保険料、国・都補助金などのことですが、特別区はこのほかに都区財政調整基金というものがあります。「区税等一般財源」とは、区税や地方税などの区税等、特定財源以外の財源のことです。「区税等一般財源」には「賞与引当金」や「退職給与引当金」、「減価償却費」も含めています。

次に、この事業別行政コストの見方についてご説明します。

民間の財務諸表を読む際は、どの程度の利益が出ているかを確認して、利益が多ければ多いほどいいというのはお分かりだと思います。しかし、役所の事業は利益を出すことを目的にしているものではありません。むしろ儲けの出ない事業の方が多い。そういった事業の収支は当然マイナスになります。しかし、役所の場合それが悪いということにもなりません。民間であればマイナスになるような事業は廃止となるのですが、役所の事業はそういうものではありません。そのため、数字の高い低いではなく、その事業に掛かっているコストを認識していただくという位置づけで見てください。

先ほど申し上げた、参考としてご覧いただくというのは、そういうことです。他にこの事業別行政コスト計算書を評価に活かす方法がないかは、今後検討していきます。

最後に今後のスケジュールについてですが、事業別行政コスト計算書を皆様にご覧いただくのは9月の上旬を予定しています。外部評価の作業としては、評価の取りまとめを行っている時期となります。出来るだけ早く出したいとは考えていますが、区の決算統計に合わせてシートをつくる必要があること、人件費等に関して東京都との調整が必要になること、減価償却費の計算作業を行う必要があることなどから、このぐらいになってしまいます。ご了承ください。

なお、今年度の事業別行政コスト計算書はあくまで試行なので、公表を行うことが出来るか等も今後検討をしていきます。事業別行政コスト計算書については、先ほどご説明した、各事業で設定する単位あたりのコストについて、その単位の考え方をどうするのか、翌年度に還付・返還するというような費用をどのように取り扱うのかなど、現時点でも課題を抱えています。この試行の中で、それらを解決しながら、まずは実施してみたいうで検討したいというものです。皆様からご意見を頂戴することもあるかと思いますが、その際はよろしく申し上げます。

事務局からは以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

何かご質問のある方はどうぞ。

利用者一人あたりなど、各事業で設定する単位あたりのコストというのは確かにどう見せるのが正しいのか、判断が難しそうですね。

【事務局】

はい。様々な角度、方向から、どのように表示にするかを検討しているところです。

【部会長】

その検討は所管課ではなく事務局がやるのですか。

【事務局】

実際の作成は当然所管課で行いますが、取りまとめは我々が行うため、考え方の整理をしているというものです。

【部会長】

他にはいかがでしょうか。

【委員】

指定管理者制度導入施設の利用料というのは、区の収益となるのでしょうか。

【事務局】

区の収益となるのは、区が直接運営する行政サービスの対価として得られた収益である使用料と手数料なので、指定管理者が自らの収益とする利用料は行政コスト計算書上には出てきません。

【委員】

そうすると、指定管理の施設については区に収入はない。

【事務局】

はい。支出だけです。非常に乱暴な言い方になりますが、指定管理料は利用料を差し引いて払っています。

【委員】

その差し引きについては、指定管理者の収入などを確認したうえで行っているのでしょうか。

【事務局】

はい。毎年度決算報告書を指定管理者に提出させるほか、事業評価を必ずやっていますので、その中で確認しています。

【部会長】

他にはいかがでしょう。

【委員】

備品のうち、リースでやっているものなどはどうなのでしょう。

【事務局】

リースは物によりけりとしか言いようがありません。結局一個一個対象の備品を見ていくしかないと考えています。民間でも多分同じだと思いますが、1件1件仕訳していくしかない。減価償却の確認にも時間がかかります。

ちなみに、例えばパソコンを5年で借りるようなリースの場合、使用料賃借料として計上しますので、単純に経費の中にその年の分だけ入ってきます。

【部会長】

区長もコストを軽くしていく必要があるとお考えのようなので、例えば先ほどの指定管理者の話など、いろいろなものが見えてくるといいですね。

【事務局】

事業別行政コスト計算書は、予算事業単位で作成されますので、例えば指定管理者の事業であれば、指定管理者に払う金額などの明細が出てきますので、具体的にどういう部分が何に使われているか、見えるようになるものと考えています。

【部会長】

事業別行政コスト計算書と、区全体の行政コスト計算書を照らしてみることが出来るか、いいと思うのですが、そういったことは出来るのでしょうか。

【事務局】

比較はなかなか難しいと思います。なお、指定管理者制度を導入する際に、直営時との経費比較はしています。

【部会長】

変わった時点でのことはわかるのですね。

【事務局】

はい。

【委員】

指定管理者がどれくらい儲けているかとか、この部分は儲けすぎではないかとか、区民に還元できないのかとかを見るのは難しいのでしょうか。

【委員】

そこまでは見えないでしょう、一つ先のところだから。毎年度事業の評価をされているというのは、関係者がされているのでしょうか。

【事務局】

それだけでなく、例えば利用者の評価やアンケートの収集などを毎年行っています。それから、指定管理者は監査の対象にはなりません。ちょうど昨年度、テーマ別行政監査の対象となりました。報告書も公開されていますので、もし御興味がおありでしたらご覧いただければと思います。ちなみに、指定管理者制度の導入はコストの削減のみを目的に行うものではなく、民間団体のノウハウを活用した区民サービスの向上もありますので、そういった視点からご評価もいただきたいと思います。

【部会長】

我々が評価する中でそれが示されるのでしょうか。

【事務局】

内部評価シートのほか、ヒアリングなどでお聞きいただくことも可能です。

【部会長】

わかりました。

他にはいかがでしょうか。

では本日は以上で閉会とします。

お疲れ様でした。

<閉会>